



許可番号 第 02851005522 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 大阪府高槻市津之江町二丁目22番9号

氏 名 株式会社アイデックス
代表取締役 井出 保

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三



許可の年月日 平成30年6月27日

許可の有効年月日 平成37年6月26日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1.汚泥
- 2.廃油
- 3.廃酸
- 4.廃アルカリ
- 5.廃石綿等
- 6.廃ポリ塩化ビフェニル等

(ポリ塩化ビフェニルの濃度が5000mg/kg以下のものと、電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったものに限る。)

7.ポリ塩化ビフェニル汚染物

(ポリ塩化ビフェニル汚染物のうちポリ塩化ビフェニルの濃度が5000mg/kg以下のものと、電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。)

以上7種類

2. 許可の条件

(1) 当該特別管理産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

(2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が5000mg/kg以下の絶縁油を含むものが、PCBを使用していないとする電気機器等であって微量のPCBに汚染された絶縁油を含むものの運搬時には、容器等を固定することなどにより、運搬時に破損・漏洩が起らないよう十分な対策を講ずること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成25年6月27日 新規許可

平成29年7月21日 変更許可 (取扱特別管理産業廃棄物の追加)

平成30年6月27日 更新許可

平成30年7月17日 変更許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

複写厳禁